

## 日進市工事等電子入札要領

平成19年3月27日

### (趣旨)

第1条 この要領は、日進市契約規則(平成元年日進市規則第10号。以下「契約規則」という。)及びあいち電子調達共同システム(CALS/EC)利用規約(以下「利用規約」という)の規定に基づき、電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (優先順位)

第2条 本要領の規定は、電子入札において日進市入札心得書に優先する。ただし、本要領に規定のない事項は日進市入札心得書の規定を準用する。

### (定義)

第3条 この要領及び電子入札における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム(CALS/EC) あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から、発注見通しの公表、指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うことを可能とする、入札参加資格申請サブシステム、電子入札サブシステム、入札情報サブシステムの3つで構成されるシステム(以下「電子調達システム」という。)をいう。
- (2) 電子入札 電子調達システムを利用して行う入札・開札等の手続をいう。
- (3) 紙入札 電子入札サブシステムを利用しないで書面により行う入札・開札等の手続をいう。
- (4) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。)第2条第1項に規定するものをいう。
- (5) 電子証明書 電子証明法に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行うものが発行するものであって、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定するものをいう。
- (6) ICカード 電子証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステム

に対応しているカードをいう。

- (7) 工事関係委託 利用規約に定める設計・測量・建設コンサルタント等業務のことをいう。

(電子入札の対象)

第4条 電子入札を実施する入札方式は次のとおりとする。

区分	入札方式
建設工事	○一般競争入札 ○受注希望型指名競争入札 ○指名競争入札 ○随意契約
工事関係委託	○指名競争入札 ○随意契約

(電子調達システムの利用)

第5条 電子調達システムを利用できる者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 電子入札の参加者 電子入札サブシステムを利用することができる者は、日進市競争入札参加資格を有し、特定認証局が発行したICカードを取得し、電子調達システムに利用者登録を行った者とする。
- (2) 特定共同企業体におけるICカードの取扱い 特定共同企業体は、代表構成員を除く全ての構成員は代表構成員への委任状を提出し、単独企業用として利用者登録された代表構成員の代表者名義のICカードで、特定共同企業体名により電子入札に参加するものとする。

(ICカードの不正使用)

第6条 入札参加者がICカードを不正に使用等した場合は、次のような取扱いができるものとする。なお、ICカードの不正使用等とは、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等をいう。

- (1) 開札までに不正使用等が判明した場合 当該案件への入札参加資格取消。ただし、既に入札済みのものはその入札を無効とする。
- (2) 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合 落札決定取消

(3) 契約締結後に不正使用等が判明した場合 契約解除

(申請書等の提出)

第7条 申請書等の提出方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 申請書等の提出方法 入札参加者は、申請書等の受付期間に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。

(2) 資料の添付 入札参加者は、競争入札参加資格の確認に必要な資料(以下「資料」という。)を電子入札サブシステムの添付機能を利用して電子ファイルで添付するものとし、この場合は、ファイル容量は1MB以内とする。

また、添付する資料の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は以下のとおりとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

使用アプリケーション	ファイル形式
Word (Microsoft Corp. )	DOCX形式 (Word 2 0 0 7 以上)
Excel (Microsoft Corp. )	XLSX 形式 (Excel 2 0 0 7 以上)
その他	PDF形式 画像ファイル(JPEG、TIFF又はGIF形式) 圧縮ファイル(Lzh、Zip又はCab形式、ただし自己解凍形式(EXE形式)は認めない。)

(3) 郵送又は持参での資料の提出 入札参加者は、電子ファイルで提出する資料の容量が1MBを超える場合は、紙媒体で郵送又は持参により提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(4) 資料の再提出 入札参加者は、添付した資料に誤り等があった場合は、申請書等受付締切日時までに契約担当者に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得た者に限り資料の再提出ができるものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(5) ウィルス対策 入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。契約担当者は、添付された資料

にウィルス感染があった場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止し、速やかに当該電子ファイルを添付した者に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。

- (6) 申請書等受付締切日時の変更 契約担当者は、都合により申請書等受付締切日時を変更する場合は、申請書等を提出した者に対し電話等により連絡するとともに、必要に応じてホームページ等において公表するものとする。

(入札書の提出)

第8条 入札書の提出方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 入札書の提出方法 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子入札サブシステムにより提出しなければならない。
- (2) 入札書受付締切日時 電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は通知書等に記載の日時とする。なお、パソコン等の利用環境により、データ送信に長時間かかることがあるため、余裕をもって入札書の提出を行うものとする。
- (3) 再度入札 再度入札の入札書受付締切日時及び開札日時は、契約担当者が指定するものとする。また、紙入札で参加した者については、指定された日時及び場所において再度入札に参加できるものとする。
- (4) 誓約書 電子入札案件は、入札書の提出に誓約書を必要としない。

(積算内訳書の提出)

第9条 積算内訳書の提出方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 積算内訳書の添付 積算内訳書の提出が必要な案件では、原則として指定する様式で電子入札サブシステムの添付機能を利用して、電子ファイルにより入札書提出時に添付するものとする。また、積算内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については第7条第2号に準ずるものとし、ファイル数は1ファイルで、ファイル容量は1MB以内とする。ただし、1MBを超える場合の提出方法は、第7条第3号に準ずるものとし、提出期限は入札書受付締切日時と同一とする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。
- (2) 積算内訳書の再提出 積算内訳書の再提出(添付洩れによる再提出を含む。)については、認めないものとする。

(3) ウィルス対策 第7条第5号に準ずるものとする。

(紙入札での参加)

第10条 紙入札を希望する者は、受付締切日時までに紙入札参加承認願(第1号様式)を提出し、紙入札審査結果通知書(第2号様式)により契約担当者の承諾を得た場合に限るものとする。ただし、指名通知等であらかじめ紙入札での参加が認められた者は、紙入札参加承認願を提出することなく、紙入札での参加ができるものとする。

2 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合とする。

(1) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合

(2) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合

(3) パソコン等のシステム障害

(4) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合

3 前項の規定により、紙入札での参加が認められた者は、次の各号に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(1) 使用する印鑑 契約の締結に使用する代表者の印鑑とする。

(2) 入札書 紙入札書(第3号様式)を使用する。

(3) 積算内訳書 積算内訳書の提出を要する案件については、紙入札書と共に紙媒体の積算内訳書を提出する。

(4) 締切日時

ア 紙申請書等の受付締切日時 電子入札における申請書等受付締切日時と同一とする。

イ 紙入札書の受付締切日時 電子入札における入札書受付締切日時と同一とする。

(入札の辞退)

第11条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子入札サブシステムにより入札書受付締切日時までに辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札参加承認願を提出し承諾を得た場合に限り、紙媒体による入札辞退届(第4号様式)を提

出することができるものとする。

(入札参加資格の失効)

第12条 開札日までに指名停止の処分を受けた者は、入札参加資格を失う。特定共同企業体の構成員が指名停止の処分を受けた場合は、当該特定共同企業体も入札参加資格を失う。

2 入札参加資格を失った者が、既に入札書を送信していた場合は無効とする。

(開札)

第13条 開札の方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 開札の執行 契約担当者は、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとする。

ただし、紙入札による入札者がいる場合は、紙入札書を電子入札サブシステムに登録した後に開札を行うものとする。なお、特定共同企業体の紙入札において、電子入札サブシステムが特定共同企業体名の入力に未対応の間は、代表構成員名で登録するものとする。

(2) 開札時の立会い

ア 入札参加者は、開札への立会を希望する場合は、立会うことができるものとする。

イ 契約担当者は、電子入札の開札の執行において、当該入札事務に関係のない職員を立会わせるものとする。

(3) くじの実施 契約担当者は、開札の結果、落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、電子入札サブシステムにおける電子くじによって落札者又は落札候補者を決定するものとする。くじ番号の入力又は記載がない場合は、契約担当者が入札書の到着順に、電子入札サブシステムの自動生成機能を用いてくじ番号を決定する。

(入札の無効)

第14条 次の各号に該当する電子入札は、無効とする。

(1) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札

(2) 電子署名及び電子証明書のない入札

- (3) 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札
- (4) 特定共同企業体において、代表者名義のICカードによらない入札
- (5) 特定共同企業体において、特定共同企業体名のない入札又は特定共同企業体名の異なる入札
- (6) 積算内訳書の提出が必要な案件において、積算内訳書の提出のない入札及び積算内訳書に記載のない入札

(責任範囲)

第15条 電子入札において、申請書、入札(見積)書等は、送信データが電子調達システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は、申請書、入札(見積)書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(障害発生時の対応)

第16条 契約担当者は、電子入札に使用する電子機器の障害又は広域停電等のために、電子入札サブシステムの使用ができなくなった場合は、次の各号に定めるところにより対応する。

- (1) 短時間の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。
- (2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合紙入札に変更し、入札参加者に電話等の確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入札方法等必要事項を連絡する。この場合において、入札書を除く書類の送受信が完了している場合は有効なものとして取り扱い、再度の交付又は受領は要しない。既に送信された入札書がある場合は開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出させる。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月6日要領第2号)

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和元年5月1日要領第2号)

この要領は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行す

る。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。



第1号様式（第10条関係）

年 月 日

紙入札参加承認願

日進市長 宛て

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

下記のとおり、電子入札システムを利用する入札ができないため、紙入札による参加を承認してください。

記

1 工事名

2 工事場所

3 電子入札で参加できない理由（該当の□にチェックしてください。）

ICカードの破損等のため、再取得の手続き中

ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続き中

パソコン等のシステム障害

その他（理由： ）

第2号様式（第10条関係）

年 月 日

紙入札審査結果通知書

様

日進市長

（公印省略）

年 月 日付けで承認願を提出されました下記案件の審査結果を  
通知します。

1 工事名

2 工事場所

3 審査結果

紙入札での参加を

（1）承認する

（2）承認しない（理由： ）

入 札 書

年 月 日

日進市長 宛て

住 所  
入 札 者  
(名称及び代表者)

氏 名 印

日進市工事等電子入札要領及び日進市建設工事関係等入札者心得書を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円

電子くじ番号：

--	--	--

ただし、下記案件の請負金

1. 工 事 名 (業務名)

\_\_\_\_\_

2. 路線等の名称

\_\_\_\_\_

3. 工 事 場 所 (履行場所)

\_\_\_\_\_

- (注)
1. 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。
  2. 路線等の名称は必要がないときは記入しないこと。
  3. 訂正または抹消した箇所には押印すること。
  4. 金額の数字は算用数字を用い頭に『金』を記入のこと。
  5. 電子くじ番号欄には、3桁の任意の数値を記入すること。

年 月 日

入 札 辞 退 届

日進市長 宛て

入 札 者

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者）

このたび、下記工事の指名を受けましたが、都合により入札を辞退いたします。

記

工 事 名  
（委託業務名）

路 線 等 の 名 称

工 事 場 所  
（委託場所）

日 進 市

地 内